最終更新日：2018年6月26日

図研エルミック株式会社
代表取締役社長 朝倉 尉
問合せ先：取締役管理本部長 江口 慎一 045-624-8111
証券コード：4770

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本方針＞
当社は、株主及び投資家、お客様、取引先、従業員等全てのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現させるため、常に最善の努力を行うことを基本方針としております。

＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方＞
当社は、法令定款の遵守は勿論のこと、企業倫理に基づく社会的責任を全うしつつ、効率的で透明性の高い経営によって企業価値を継続的に向上させることがコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方であり、経営における最重要課題と位置付けております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1－2－4】
現在、当社の株主における海外投資家の比率は低いので、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳は実施しておりませんが、今後は株主構成の推移なども踏まえ、適時適切に対応を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4】
当社は、政策保有株式について、資本効率を鑑み、これを保有しないことを基本方針としております。
但し、取引関係の強化や、開発力の増強などの観点から保有意義と経済合理性を検証したうえで、政策保有株式を保有することがあり、この場合には保有意義および経済合理性の検証を定期的に行い、継続保有の是非を確認することとしております。
政策保有株式の議決権行使にあたっては、当社との関係強化などを通じ当社の企業価値向上に資すると認められるかの観点から議決権を行使することを基準としております。

【原則1－7】
当社では、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引は、会社法および金融商品取引法その他の法令に従うほか、取締役会での審議・決議を要する旨を取締役会規則に定めております。
また、取引は商慣行および一般取引先と同等の条件にて取引を行うこととしております。
なお、主要株主などの関連当事者との取引については、一般取引先との取引と同様に、権限規程に基づき社内承認手続きを実施することとしております。

【原則3－1】
(1) 会社の目指すところや経営戦略、経営計画を決算説明会資料において記載し、当社ホームページや株式会社東京証券取引所のウェブサイトなどで開示しております。
(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンス報告書」にて株式会社東京証券取引所のウェブサイトに開示しております。また、有価証券報告書にて当社ホームページに開示しております。
(3) 当社の役員報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬の総額の範囲内で、取締役（監査等委員である者を除く。）については、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬は、職位ごとの取締役の報酬に関する規定に基づき、そこに業績および成果を考慮し、固定枠である基本報酬（月次・定額）を決定しています。また、企業価値の向上に対する動機付けとして「前事業年度の当期純利益の4％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠」（年次・業績連動）としております。
監査等委員である取締役の報酬は、固定枠である基本報酬（月次・定額）のみとしております。
(4) 取締役（監査等委員である者を除く。）候補者の指名を行うにあたっては、適材適所の観点から、営業、開発、管理の各分野の深い知識・豊富な経験・高い能力を有し、かつ優れた人格識見を備え、当社の持続的な成長と企業価値向上に資するかを多面的に確認することとしております。
監査等委員である取締役候補者の指名を行うにあたっては、職務の執行について善管注意義務・忠実義務を適切に果たし、当社の持続的な成長と企業価値向上に貢献するための資質を備え、常勤・非常勤または社内・社外の別およびその員数、現在監査等委員である取締役の任期、専門知識を有する者の有無、欠員が生じた場合の対応など考慮し、監査等委員会の同意を得ることとしております。
社外取締役・独立社外取締役候補者については、多様な専門的知識、豊富な経験を有した独立社外取締役を選任することが取締役会において議論を一層活性化させ、適切な意思決定や監督の実施を担保するものであると考えております。
(5) 新任候補者、社外取締役候補者の選任理由またはそれが株主に十分に伝わるような役員の略歴を株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4－1－1】
当社は、取締役会規則、業務分掌規程、職務権限規程などの社内規程により、経営陣に対する委任範囲を定め、取締役会、代表取締役、取締役、本部長、部長などに対して、決定、承認などに関する権限を明確に定めております。

【原則4－8】
当社は、監査・監督機能とコーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の監査等委員3名のうち2名を独立社外取締役として選任し、取締役会などにおいて独立かつ客観的な立場から意見を行うことで、実効性の高い経営の監督体制を確保するとともに、取締役会において監査等委員（2名の独立社外取締役を含む。）が議決権を持つことで、取締役会の監督機能を一層強化する体制を整備しております。
また、独立社外取締役1名を常勤の監査等委員に選定し、常勤者の有する知識と経験に基づく質の高い情報収集を可能とするとともに、業務執行取締役と常時意見交換できる体制としております。

【原則4－9】
当社は、社外取締役の独立性につきまして、実質的に一般株主との利益相反が生じる恐れがあるか否かにより判断することを方針としております。この方針のもと、当社は、社外取締役が次の基準に該当する場合には、独立性はないものと判断しております。

1．当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
2．当社の主要な取引先またはその業務執行者
3．当社から役員報酬以外に年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
4．過去5年間において上記1～3に該当していた者
5．上記1～3に該当する者（重要な役職者に限る。）の配偶者または二親等以内の親族
6．当社または当社の親会社、兄弟会社の取締役（社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）もしくは重要な従業員である者の配偶者または二親等以内の親族

（注）上記1の「主要な取引先」とは「直近事業年度におけるその者の連結売上高の5％以上の支払を当社に対して行った者」をいい、また、上記2の「主要な取引先」とは「直近事業年度における当社の売上高の5％以上の支払を当社から受けた者」をいいます。

【補充原則4－11－1】
当社は、適材適所の観点から、営業、開発、管理の各分野の深い知識・豊富な経験・高い能力を有し、かつ優れた人格識見を備えた人材を事業規模を踏まえたうえでバランスよく取締役として選任することとしております。また、新任取締役選任の際には、多面的な評価を実施したうえで当社の企業価値の向上に貢献する候補者であることを慎重に判断しております。

【補充原則4－11－2】
社外取締役をはじめとする取締役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書などを通じ、毎年開示を行っております。
なお、当社における取締役（社外取締役を含む。）の会議への出席率は極めて高く、その役割・責務を適切に果たすため、必要となる時間・労力を十分に振向けられていると考えております。

【補充原則4－11－3】
当社では、常勤監査等委員（筆頭独立社外取締役）と各取締役（監査等委員である者を除く。）のヒアリングの際に、取締役はそれぞれの自己評価を行っており、これらに基づき、各取締役は取締役会全体の実効性についても分析・評価を行っております。
現状としましては、当社の取締役会の実効性は十分に保たれていると考えております。

【補充原則4－14－2】
取締役（監査等委員である者を含む。）に対するトレーニングの方針については、取締役（監査等委員である者を含む。）が期待される役割・責務を適切に果たすべく、随時トレーニングを行うこととしており、各種加入団体や研修機関、監査法人、株式会社東京証券取引所が主催する各種セミナーや勉強会に積極的に参加し、法務や財務をはじめとする必要な知識の取得や更新など研鑽に努めております。

【原則5－1】
当社では、IR担当取締役を選任し、IR担当取締役が総務、財務、経理などのIR活動に関連する部門を管掌し、部門間の連携を図っております。
管理本部管理部にて、株主や機関投資家からの電話取材やスモールミーティングなどのIR取材に対し積極的に応じるとともに、株主や機関投資家向けに、決算説明会を本決算にあわせて年1回開催し、社長またはIR担当取締役が説明を行っております。さらに、機関投資家へは、一般にロードショーと呼ばれる個別訪問を積極的に行うようにしております。
決算説明会などIR活動結果については、適宜取締役会へ報告し、取締役（監査等委員である者を含む。）との情報共有を図っております。
また、株主や機関投資家との対話の際は、決算説明会やスモールミーティングなどを問わず、インサイダー情報管理に留意しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社図研	2,539,690	40.41
松井証券株式会社	284,400	4.53
神林　忠弘	216,500	3.44
株式会社ＳＢＩ証券	180,100	2.87
野口　治雄	100,000	1.59
大阪中小企業投資育成株式会社	96,912	1.54
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED MAIN ACCOUNT （常任代理人　クレディ・スイス証券株式会社）	89,400	1.42
松田　一之	80,000	1.27
宝川　等	75,000	1.19
玉井　喜世治	71,000	1.13

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	株式会社図研 （上場：東京） （コード） 6947

補足説明 更新

平成29年８月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書、及び平成29年８月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書No.1において、神林忠弘氏が平成29年８月９日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在（平成30年３月31日現在）における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況に信用取引により買建てられている株式数は含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書No.1の内容は以下のとおりであります。

大量保有者　　：神林　忠弘
保有株券等の数：株式 684,100株
株券等保有割合：10.88％

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	３ 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の営業取引においては従来どおり、そのほとんどが親会社等の企業グループに属していない企業との取引となっておりますが、親会社等との取引に際しましては、取締役会において取引条件が他の取引先との間の同種取引と同様な適正条件であるかどうかを確認しております。また、当社の事業展開に当たっては、当社独自の意思決定に基づき実行しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

株式会社図研は、当社議決権の40.41％を所有し、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づく、親会社であります。
当社は、図研グループの一員として主に通信ミドルウェアライブラリ製品の開発関連事業を営む企業として、自ら経営責任を持ち事業運営を行っております。また、当社は株式会社図研との間で本社オフィスの事務所賃貸借契約を締結しております。人的関係につきましては、当社の取締役（監査等委員である者を除く。）４名ならびに監査等委員である取締役３名のうち、当社の要請により株式会社図研から２名が就任しております。
当社は資本関係、人的関係においては株式会社図研と密接な関係にありますが、経営の自主性や独立性は保持されております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
西　伸孝	他の会社の出身者		△					△				
木村廣隆	他の会社の出身者			△					△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

西　伸孝	○	○	西伸孝氏は、過去5年間において当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社図研の業務執行者でありました。なお、同氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社図研を平成26年6月24日付で退職しております。	＜招聘理由＞ 西伸孝氏は、上場企業において財務業務の豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験を有しており、上場企業の監査役経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をしていただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上場企業の財務部長として、企業財務に関する豊富な知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針に基づき、西伸孝氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
木村廣隆	○	○	木村廣隆氏は、過去5年間において当社の特定関係事業者（親会社の子会社）である株式会社ジィーサス（現図研テック株式会社）の業務執行者でありました。なお、同氏は、当社の特定関係事業者（親会社の子会社）である株式会社ジィーサス（現図研テック株式会社）を平成26年3月31日付で退職しております。 また、同氏は、過去（10年前）において当社の取引先である三菱電機エンジニアリング株式会社の業務執行者でありました。なお、当社と同社の取引は事業規模に比して僅少であります。	＜招聘理由＞ 木村廣隆氏は、上場企業の連結子会社において取締役及び監査役の経験を有しており、上場企業の連結子会社の監査役経験に基づく見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をしていただくとともに、経営を監督する役割を担っていただけるものと判断したため、社外取締役として選任しております。 ＜独立役員指定理由＞ 当社の社外取締役を選任するための独立性に関する基準または方針に基づき、木村廣隆氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部統制システムを利用して監査を行うこと、また、監査等委員のうち、社外取締役1名が常勤し、内部監査部門との連携を密にすることから、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。
しかしながら、監査等委員会が必要と認めた場合、その職務を補助すべき使用人を設置するものとし、設置に当たっての具体的内容は監査等委員会の意見を参考にすることとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜監査等委員会と会計監査人の連携状況＞
会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任し、事業年度中の会計処理及び決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めております。監査等委員会は、必要に応じて会計監査人より、会計監査人が行った監査に関する報告・説明を受け、また、事業年度中における監査結果について監査等委員会に報告がなされる等、会計監査人と緊密な連携を図っております。

＜監査等委員会と内部監査部門の連携状況＞
内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査の結果は監査等委員会に報告・説明される他、随時、意見交換、討議を実施する等、相互に連携を図りつつ、適正な監査の実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬については、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠の合計額（ただし、使用人分給与は含まない。）を設定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成30年３月期における取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役に対する報酬は、次のとおりであります。
取締役（監査等委員である者を除く。）（３名）：35百万円
監査等委員である取締役（２名）　　：５百万円（うち、社外取締役２名に対し５百万円）
合計（５名）　　：40百万円（うち、社外取締役２名に対して５百万円）
（注）１．当事業年度末現在の取締役（監査等委員である者を除く。）は４名、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役は２名）であります。上記取締役（監査等委員である者を除く。）及び監査等委員である取締役の支給員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役（監査等委員である者を除く。）ならびに監査等委員である取締役がそれぞれ１名ずつ存在しているためであります。
２．取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬限度額は、平成27年６月24日開催の第38回定時株主総会において、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠の合計額（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年６月24日開催の第38回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、あらかじめ株主総会で決議された報酬の総額の範囲内で、取締役（監査等委員である者を除く。）については、取締役会の決議により決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。
取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬は、職位ごとの取締役の報酬に関する規定に基づき、そこに業績及び成果を考慮し、固定枠である基本報酬（月次・定額）を決定しています。また、企業価値の向上に対する動機付けとして「前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠」（年次・業績連動）としております。
監査等委員である取締役の報酬は、固定枠である基本報酬（月次・定額）のみとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役（監査等委員を含む。）の専従スタッフは配置しておりませんが、管理部がサポートを行っております。社外取締役（監査等委員を含む。）に対しては、事前に取締役会資料を送付し、管理部が必要に応じて事前に議案の内容について説明を行っております。
また、社外取締役（監査等委員を含む）には、原則として毎月開催される監査等委員会を中心に、常勤である監査等委員より監査に必要な情報の提供を行い、監査の質の向上に努めております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、取締役会において監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）が議決権を持つことで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

1．取締役会
取締役会は7名、うち監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は2名）で構成されております。毎月定例の取締役会の他、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、当社の経営方針等の重要事項について報告・審議及び決定を行うとともに、法令・定款及び取締役会規則・業務分掌・職務権限規程等に基づき、取締役会において、業務の執行を監督する体制となっております。なお、取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は1年であります。
2．監査等委員会
監査等委員会は監査等委員である取締役3名（うち社外取締役は2名）で構成されております。監査等委員である取締役は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査基準に基づき取締役会の他社内の重要な会議に出席するとともに、内部統制システムを通じ適法性及び妥当性の観点から監査を行い、監査等委員会を核とした経営監視体制をとっております。なお、監査等委員である取締役の任期は2年であります。
3．会計監査人
会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し、監査等委員会及び内部監査室とも連携し会計における適正性を確保しております。当社の平成30年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、伊藤恭治氏、林　美岐氏であり、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士4名、会計士補等6名であります。
4．内部監査体制
内部監査室(室長1名)が年間の内部監査計画に基づく内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。内部監査は内部監査規程に基づき、各部門の業務が諸法令、定款及び社内規程に準拠しているか確認し、業務の適正化、不正の防止、コンプライアンス体制の確立を目的としております。
また、内部監査室は、内部統制システムに関する整備状況をコンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけており、定期的に取締役会及び監査等委員会に報告しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会において監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）が議決権を持つことで、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的に監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
従いまして、当社におけるコーポレート・ガバナンスは、重要な業務執行課題については、取締役会で十分な議論を経て決議を行い、監督するという仕組みを基本的な考えとしており、新たな体制は、より有効にその機能を果たすものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の議決権行使に際し、ご検討いただく時間をできるだけ長く確保するため、株主総会招集通知を法定期日より1日以上前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	毎年株主総会集中日と予測される日を避けた開催日の設定をしており、株主の皆様のご出席に便宜を図っております。
その他	＜招集通知の開示＞ 株主総会招集通知の発送日の1日以上前に、株式会社東京証券取引所のウェブサイトに開示しております。 ＜定時株主総会における取組み＞ 株主の視点に立って株主総会における権利行使に係る適切な環境を整備するため、事業内容、業績内容の説明を十分に行うこととしております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	開催：年1回（5月頃） 説明者：社長及びIR担当取締役（株主との建設的な対話を促進するための取締役） 説明内容：決算説明会資料（決算情報、経営戦略、経営計画等）	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	開催：年1回（5月頃） 説明者：社長及びIR担当取締役（株主との建設的な対話を促進するための取締役） 説明内容：決算説明会資料（決算情報、経営戦略、経営計画等）	あり
IR資料のホームページ掲載	ＵＲＬ：http://www.elwsc.co.jp 掲載情報：決算短信、適時開示資料、有価証券報告書または四半期報告書、決算説明会資料（決算情報、経営戦略、経営計画等）、業績推移、株式情報等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：管理本部管理部 IR担当役員：取締役管理本部長　江口慎一	
その他	＜マスコミ向け定期的説明会の開催＞ 開催：年2回（5月、11月） 説明者：IR担当取締役（株主との建設的な対話を促進するための取締役） 説明内容：決算情報等 ＜英文サイト＞ ＵＲＬ：http://www.elwsc.co.jp/english/ 掲載情報：貸借対照表、損益計算書、株式情報、会社情報等（要約）	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主及び投資家、お客様、取引先、従業員等全てのステークホルダーの立場について合理的な範囲で最大限の考慮をしつつ、株主から託された「企業価値を継続的に向上させる」という命題を実現させるため、常に最善の努力を行うことを基本方針及び目的としております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、係る企業理念とコーポレート･ガバナンスに関する基本方針の下、内部統制システムの整備を推進して参ります。
内部統制システムの整備状況は次のとおりであります。

⑴ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図る。
取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監督し、法令･定款違反行為を未然に防止する。
取締役が他の取締役の法令･定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。
また、当社は業務執行全般に亘り適宜、弁護士、税理士、社会保険労務士等社外の専門家の助言、支援を受けることとする。
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化する。
⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報、文書については、法令及び社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。
また、取締役は必要に応じて随時これを閲覧することができる。
⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有する。
代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。
⑷ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1．取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。
2．取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進める。
⑸ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
1．コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとする。
取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理する。
2．内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会に報告する。
3．コンプライアンス体制の万全を期するため、社外取締役（株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員）を内部通報窓口に選定し、通報があった場合、適宜取締役会及び監査等委員会に報告して、違法･不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立･中立的立場から内部統制システムを担保する。また、内部通報制度規程を制定し、社内に開示することで、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行う。
⑹ 当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
1．親会社の企業理念･指針は、当社においてもこれを共有･実践する。
2．当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備･運用し、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告する。
3．親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保する。
⑺ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、その取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1．監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の職務を補助するための監査等委員会補助者を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないこととする。
2．監査等委員会補助者は、その職務に関しては、取締役（監査等委員である者を除く。）等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査等委員会の同意を得ることとする。
3．監査等委員会補助者は、監査等委員会との連携を密にし、監査等委員会の指示に従いその職務を行う。
⑻ 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
1．取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに報告する。
2．取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令･定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。
3．取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、事業･組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。
4．当社は、監査等委員会への報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
⑼ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
⑽ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1．監査等委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）との連携を密にし、意思の疎通を図る。
2．監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会等を開催し、その連携を密にする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断していくことを基本方針としております。
係る方針の下、管理本部を対応統括部署として、神奈川県企業防衛対策協議会に加入する等、警察をはじめとする外部の専門機関とも緊密な連携関係を構築しつつ、反社会的勢力に関する情報の収集･管理に努める他、対応マニュアルの整備等、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を推進しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項 更新

―――

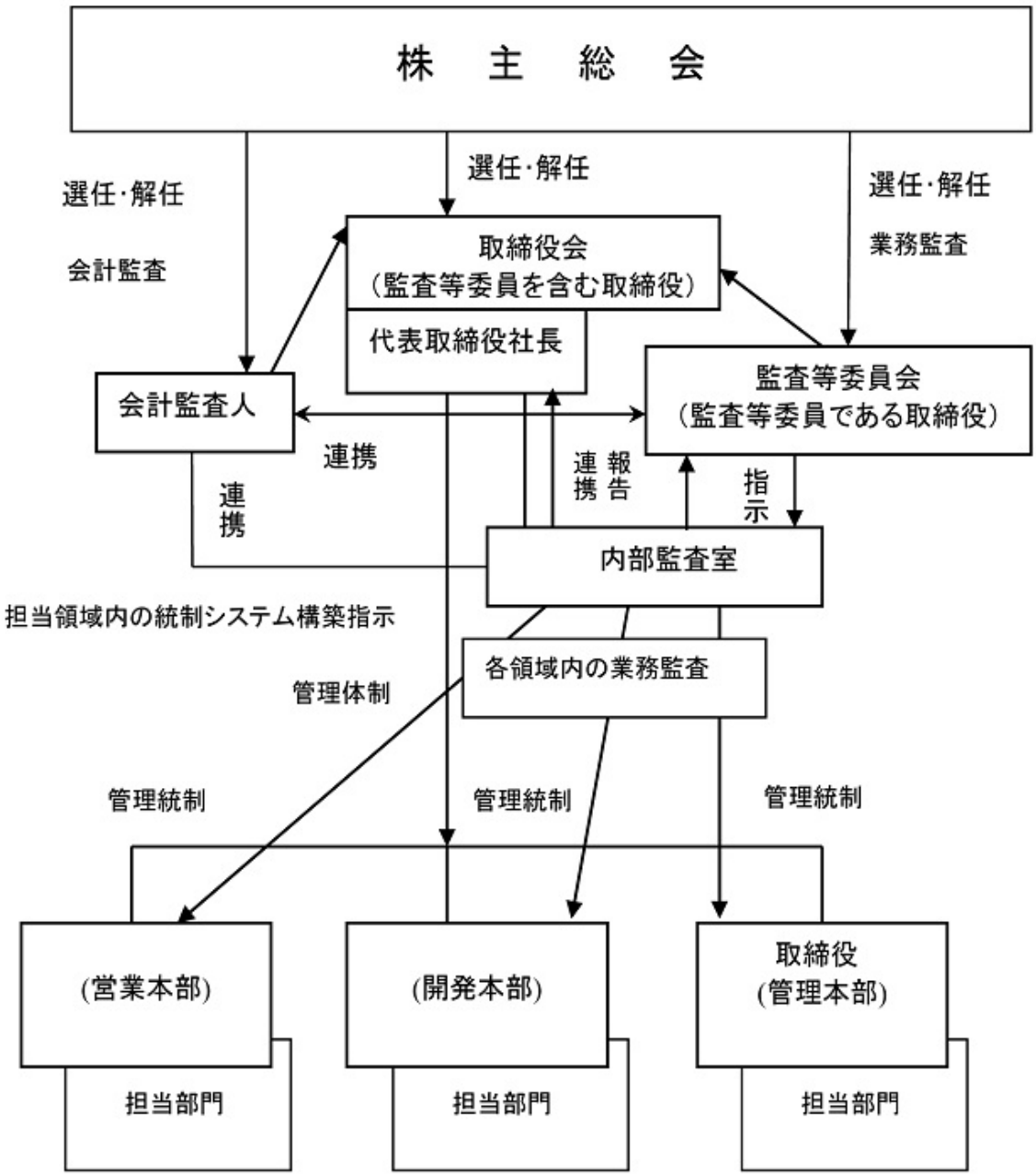

適時開示体制図

1. 決定事実に関する情報



2. 発生事実に関する情報

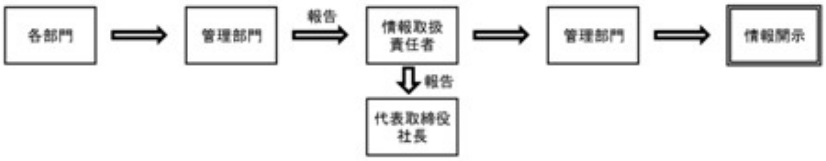

3. 決算に関する情報

